

# 令和7年8月豪雨における初動対応（ソフト面）の検証結果【中間報告】

総務常任委員会報告資料①  
令和7年11月議会 危機管理防災課

## 【1 被害の概要】

8月10日から11日にかけて、熊本地方を中心に猛烈な雨が降り、大雨特別警報が発表されるなど、多くの観測点で観測史上1位の記録を更新。

この大雨により、県内では死者4名、行方不明者1名、負傷者25名の人的被害が発生し、8,481棟の住家が被害を受けた。県全体での被害額は1,872億円（暫定）となっている。

## 【2 検証の方針】

令和7年8月豪雨の発災からおおむね2か月間の県や市町村等の初動対応（主にソフト面）について、以下の8項目の検証を行った。

- (1)体制構築、(2)避難情報等の発令及び住民への伝達、  
(3)住民避難、自助・共助の取組、(4)救出・救助活動、  
(5)避難所への支援、(6)被災者支援、罹災証明、  
(7)被災市町村への人的支援、(8)情報公開、情報共有  
→各項目について「円滑に対応できた点」、「課題（要因）」「改善の方向性」を整理。

## 【3 進め方】

県庁各部局だけでなく、被災市町村・警察・消防など関係機関への意見聴取、県民アンケートを通して、幅広く検証を行った。

- 文書による意見聴取（R7.10.21～11.7）  
《県、市町村、関係機関》
- 被災市町村ヒアリング（R7.11.4～11.12）  
《災害救助法適用11市町》
- 県民アンケート（R7.10.21～11.10）  
《WEBフォーム、回答数：2,402件》

## 【4 円滑に対応できた点】

### 過去の災害の経験が活きた取組み

- 発災前
- 豪雨対応訓練（R3～毎年実施）を通した初動対応力の底上げ
  - 夜間帯の大気警報に備え、明るいうちの避難所開設（予防的避難）を実施
  - 防災行政無線での直接的な呼びかけ（避難指示、市町村長からのメッセージ）
  - 災害時応援協定を活用した官民連携による迅速な災害対応
    - ①道路啓開・通信復旧対応（建設業関係団体、インフラ事業者）、②災害廃棄物処理の仮置場運営（産業資源循環協会）③浸水車両の移動（ジャパンレッカー事業協力会）④車の無償貸出し支援（日本カーシェアリング協会）⑤住家被害認定調査の迅速化支援、個別相談対応（熊本県不動産鑑定士協会）⑥被災住民への窓口での申請サポート（熊本県行政書士会）
  - 災害対策本部会議のウェブ併用開催、資料の様式統一・デジタル化
- 発災後
- ### 今回の災害における新たな取組み
- 孤立集落解消に向けた県・市町村WEB会議（道路啓開、健康状態確認等）
  - タブレットを活用した住家被害認定調査の迅速・効率化

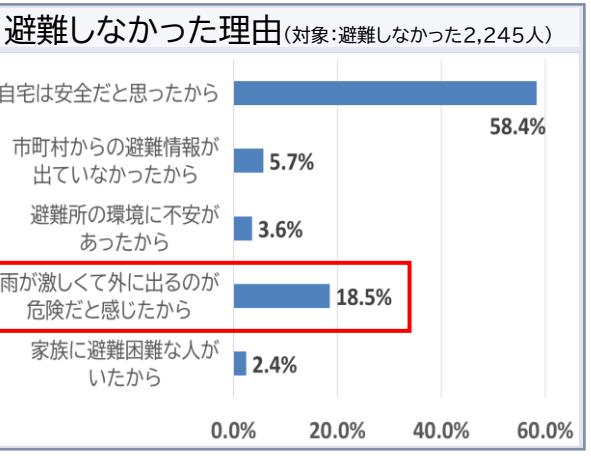
## 【5 課題（要因）、改善の方向性】※一部市町村で課題となった事項についても記載

課題（要因）	改善の方向性
① 避難情報発令、避難所開設判断のばらつき (多くの市町村で線状降水帯発生予測情報への対応ルールが未策定)	① 線状降水帯発生予測情報への対応ルールの策定検討、予防的避難の強化
② 地域・集落単位の被害情報把握の遅れ（市町村の把握能力を超過）	② デジタルツール活用や消防団・自主防災組織等との連携強化
③ 住民の情報収集ツールの多様化への対応が必要 (スマホ利用世代の増加)	③ スマホ・SNSなどツールの多様化に合わせた平時からの情報伝達強化
④ 自家用車・公共交通機関車両の浸水被害の多発 (浸水リスク認識不足・事前避難行動の不足)	④ 浸水想定区域の自己確認と事前避難先の確保
⑤ 孤立集落の状況把握の遅れ（一時的な通信の途絶、情報共有不足）	⑤ 衛星通信機器導入の検討、県と市町村の情報共有会議（WEB）の制度化
⑥ L.O（情報連絡員）の役割・任務の理解不足 (災害対応未経験、専任職員の不在)	⑥ L.O研修・訓練の充実、災害対応経験者派遣制度（仮称）の検討

## 【県民アンケート結果】回答者 2,402人

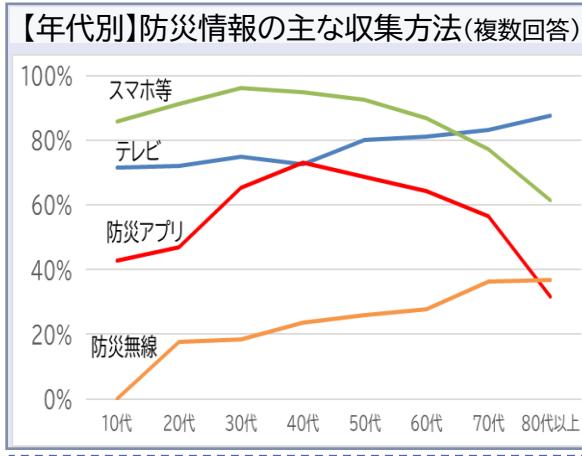
うち災害救助法適用11市町から 1,895人（約8割）が回答

### «課題①関係»



・早めに避難することで、雨の中での避難リスクは回避可能

### «課題③関係»



・10歳～60歳代で「スマートフォン等」の使用率が最も高い。

## 【6 今後の対応】

### 中間報告（12月）

### 改善検討会議（県・市町村合同）

### 最終報告（3月）

#### 県・市町村 地域防災計画改訂

#### 出水期前に実施する 豪雨対応訓練に反映

### 改善対応

### 次の出水期への備え

# 令和7年8月豪雨における初動対応（ソフト面）の検証結果【中間報告】

総務常任委員会報告資料①  
令和7年11月議会 危機管理防災課

<p><b>(1)体制構築</b></p> <p>『課題（要因）』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員参集の遅れ（道路冠水等が原因）</li> <li>○ 職員の安全確保（危険箇所の現地確認）</li> <li>○ 線状降水帯発生予測情報や早期注意情報等への対応遅れ（職員の認知不足）</li> <li>○ LO（情報連絡員）の役割・任務の理解不足（災害対応未経験、専任職員の不在）</li> <li>○ 地域・集落単位の被害情報把握の遅れ（市町村の把握能力を超過）</li> <li>○ 県・市町村間での防災システム報告の遅れ、報告数値の急激な変動（操作未習熟）</li> </ul> <p>『改善の方向性』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 早めの参集のルール化【県・市町村】</li> <li>○ 職員の装備の充実【県・市町村】</li> <li>○ 夜間・休日の連絡体制の再点検、参集マニュアル等への追加検討【市町村】</li> <li>○ LO研修・訓練の充実、災害対応経験者派遣制度（仮称）の検討【県】</li> <li>○ デジタルツール活用や消防団・自主防災組織等との連携強化【市町村】</li> <li>○ 防災担当職員以外も含めた研修や訓練等による習熟者の増加【県・市町村】</li> </ul>	<p>『課題（要因）』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 危険な状況での避難所開設困難（夜間・豪雨時の職員移動の危険性、避難所の被災）</li> <li>○ 避難所での個人情報管理（紙媒体管理の負担増、紛失のおそれ）</li> <li>○ 夏季の避難所環境への不安（空調等の設備不足）</li> <li>○ 衣服・タオルなどの備蓄物資の不足（衣服が濡れた避難者への対応が不十分）</li> <li>○ 避難所外避難（在宅避難）への支援困難（避難者数・所在・ニーズの把握困難）</li> </ul> <p>『改善の方向性』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所の早期開設ルール、避難所被災時の対応の検討【市町村】</li> <li>○ マイナンバーカードやスマートフォン等のデジタル機器の導入検討【市町村】</li> <li>○ 交付金の活用等による空調設備（暑さ対策）、TKB等の充実【市町村】</li> <li>○ 時季や災害の種類を踏まえた備蓄計画への見直し【市町村】</li> <li>○ 被災者情報の集約・支援方策の検討（マニュアル整備等）【県・市町村】</li> </ul>
<p><b>(2)避難情報等の発令及び住民への伝達</b></p> <p>『課題（要因）』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 夜間の避難情報発令の遅れ・伝達困難（暗い中の避難の危険性）</li> <li>○ 住民の情報収集ツールの多様化への対応が必要（スマホ利用世代の増加）</li> <li>○ 自家用車・公共交通機関車両の浸水被害の多発（浸水リスク認識不足・事前避難行動の不足）</li> <li>○ サイレン吹鳴の遅れ（マニュアルの整備不足）</li> </ul> <p>『改善の方向性』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予防的避難の強化、夜間の避難困難時の緊急安全確保発令の徹底【県・市町村】</li> <li>○ スマホ・SNSなどツールの多様化に合わせた平時からの情報伝達強化【県・市町村】</li> <li>○ 浸水想定区域の自己確認と事前避難先の確保【県・市町村・事業者】</li> <li>○ 自動吹鳴への更新検討【市町村】</li> </ul>	<p>『課題（要因）』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住家被害認定調査の対象家屋の情報整理不足（調査部署、証明書発行部署の相違）</li> <li>○ 住宅応急修理制度の制度概要の周知不足（利用条件の周知不足）</li> <li>○ 不適地（面積不足・道路狭隘）や管理能力を超える数の災害廃棄物仮置き場開設（計画精査不足）</li> <li>○ 災害ボランティアセンター設置時期のばらつき、災害ボランティアの不足（ボランティア活動の周知不足）</li> </ul> <p>『改善の方向性』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村の対応マニュアル策定、住家被害認定調査システム導入検討【県・市町村】</li> <li>○ 平時からの周知、罹災証明書交付時など、早期の段階での説明の実施【県・市町村】</li> <li>○ 仮置き場候補地を含む災害廃棄物処理計画の見直し【県・市町村】</li> <li>○ 早期設置につながる方策の検討・実施、平時からの事前登録制度の整備・周知、広報強化【県・市町村】</li> </ul>
<p><b>(3)住民避難（予防的避難等）、自助・共助の取組</b></p> <p>『課題（要因）』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所開設判断のばらつき（多くの市町村で線状降水帯発生予測情報への対応ルールが未策定）</li> <li>○ 避難行動の遅れ、避難場所が未定（正常性バイアス※の作用）</li> <li>○ 共助を担う自主防災組織等の活動の地域間のばらつき（構成員の被災、平時の活動不足）</li> </ul> <p>『改善の方向性』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 線状降水帯発生予測情報への対応ルールの策定検討【市町村】</li> <li>○ マイタイムラインの普及など、平時からの防災意識の醸成【県・市町村】</li> <li>○ 共助の重要性の周知、活動支援、新たな自主防災組織の担い手の育成・確保【県・市町村】</li> </ul>	<p>『課題（要因）』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村による受援ニーズや人員数把握不足（受援計画の未策定、被害の全容把握遅れ）</li> <li>○ 市町村の進捗に応じた災害対応業務経験職員の不足（業務ノウハウ継承・実務研修の不足）</li> <li>○ 応援職員の熱中症患者の発生（夏季の現場活動が必須）</li> </ul> <p>『改善の方向性』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受援ニーズ把握体制のあり方の検討、受援計画の策定、過去災害を踏まえた計画の定期的な見直し【県・市町村】</li> <li>○ 業務ノウハウ継承・実務研修等の拡充検討【県・市町村】</li> <li>○ 災害時応援協定を活用した熱中症対策装備の導入検討【県・市町村】</li> </ul>
<p><b>(4)救出・救助活動</b></p> <p>『課題（要因）』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 孤立集落の状況把握の遅れ（一時的な通信の途絶、情報共有不足）</li> <li>○ 孤立集落への物資提供活動困難（孤立の長期化、運搬職員の二次被害リスク）</li> </ul> <p>『改善の方向性』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 衛星通信機器導入の検討、県と市町村の情報共有会議（WEB）の制度化【県・市町村】</li> <li>○ 一時避難の推進、物資運搬ドローン導入の検討【県・市町村】</li> </ul>	<p>『課題（要因）』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害情報の県と市町村発表内容のずれ（県の取扱いルールの市町村との共有不足）</li> <li>○ 被害・対応状況の府内での共有不足（本部会議資料の記載内容等の不足）</li> <li>○ 外部機関や報道機関の対応困難（マニュアルの未策定、専任職員の不在）</li> <li>○ 氏名等公表事務手続きに係る認識の相違（実践的な機会の不足）</li> </ul> <p>『改善の方向性』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災市町村情報連絡会議のWEB開催を通じた市町村・地域振興局等へのルール周知【県・市町村】</li> <li>○ 記載内容等のルール策定、訓練を通じた習慣化【県】</li> <li>○ 問合せマニュアルの策定、専任職員（経験者）の配置【県・市町村】</li> <li>○ 訓練や研修会を通じた手順確認の徹底【県・市町村】</li> </ul>

※正常性バイアスとは、災害や事故などの非常事態に直面しても「自分は大丈夫」と危険を過小評価し、状況を通常の範囲内だと認識してしまう心理的傾向のことを指す。

# 令和7年8月豪雨からの復旧・復興プランの概要

総務常任委員会報告資料②  
令和7年11月議会 知事公室付

## 1 気象情報と主な被害情報

・九州北部地方で令和7年8月10日夜遅くから11日にかけて線状降水帯が繰り返し発生。

県内では、**24時間降水量が多いところで400ミリを超える記録的な大雨**となった。

・特に、8月10日から11日にかけて、熊本地方を中心に猛烈な雨や非常に激しい雨が降り、「**記録的短時間大雨情報**」が発表。

・11日未明から昼前にかけて県内5市2町(玉名市、長洲町、八代市、宇城市、氷川町、上天草市、天草市)に

**大雨特別警報**が発表された。



### 県内広範囲にわたって局所的に甚大な被害が発生

人的被害:30名 住家被害:8,481棟 被害額:約1,872億円



農林水産	約861億円
公共土木	約666億円
商工業	約283億円 等



復旧・復興を迅速かつ着実に進めるため、

**「令和7年8月豪雨からの復旧・復興本部」を設置。復旧・復興プランの策定へ**

## 2 復旧・復興プランの理念

- 複数の分野にわたる被害への対応に関する課題検証
- 復旧に向けた様々な取組みに関する記録・継承
- 生活や事業の再建に向けた様々な取組みを府内各部局の連携のもと強力に推進

→「**県民みんなが安心して笑顔になる**」熊本の復旧・復興

## 3 復旧・復興プランの4つの柱

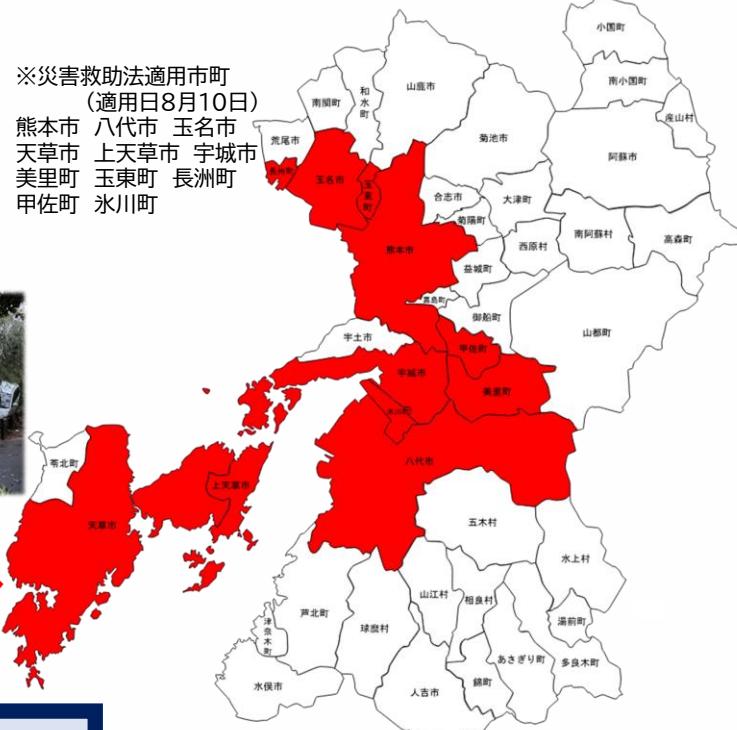
- 被災者の救済・生活支援
- 産業復興支援
- 社会・産業インフラの機能回復
- 防災・減災の取組み

## 4 今後のスケジュール

- 令和7年12月18日:第2回復旧・復興本部会議開催
- 来年度の出水期前にプラン内容について進捗を確認

### 県内の11市町(※)に災害救助法が適用

### 過去の大規模災害との比較



#### ○令和7年8月豪雨 (R7.12.9時点)

- 人的被害: 30名
- 住家被害: 8,481棟
- 被害額: 約1,872億円

#### ○令和2年7月豪雨

- 人的被害: 119名
- 住家被害: 7,414棟
- 被害額: 約5,222億円

#### ○平成28年熊本地震

- 人的被害: 3,014名
- 住家被害: 198,655棟
- 被害額: 約3兆7,850億円

#### ○平成24年九州北部豪雨 (熊本広域大水害)

- 人的被害: 36名
- 住家被害: 3,408棟
- 被害額: 約685億円



浸水被災店舗 (玉名市)



急傾斜崩壊被害 (美里町)



越水土砂流出被害 (美里町)



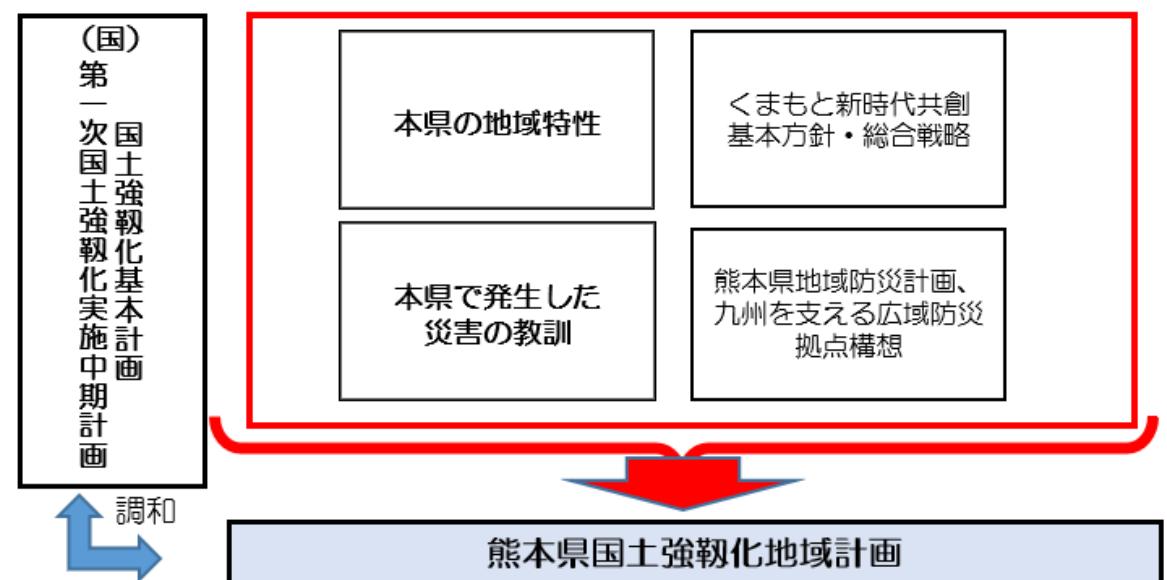
浸水被害を受けた苗 (八代市)

# 令和7年8月豪雨からの復旧・復興プランの主な内容（案）

令和7年8月豪雨からの復旧・復興プランの主な内容（案）				
	項目	主な課題	改善の方向性	3年間の主な取組み
1 被災者の救済・生活支援	1 生活の支援・住まいの確保	・被災者に対し丁寧な制度周知を行い、それぞれの意向に沿った生活・住まいの再建支援を図る必要がある。	・住まいの再建支援策の実施、「地域支え合いセンター」による支援体制構築等により、1日も早く被災前の生活を取り戻すための支援を実施。	・住宅の応急修理制度の活用促進 ・応急仮設住宅の供与 ・応急仮設住宅の入居者や在宅被災者の生活・住まいの再建支援 ・「地域支え合いセンター」の設置
	2 医療・社会福祉施設等の復旧	・早期復旧に向けた迅速な補助手続が必要。 ・被災した施設等の中には、垂直避難エレベーターや非常用自家発電が未整備又は老朽化している施設がある。	・被災した全ての医療・社会福祉施設等の復旧が速やかに完了するよう、実地調査の早期着手などの支援を実施。 ・老朽化した設備の更新を促進し、耐災害性の向上を推進。	・医療・社会福祉施設等の早期復旧 ・医療・社会福祉施設等の耐災害性向上の推進
	3 災害廃棄物の早期適正処理	・近年大きな災害を経験していない市町村では処理体制構築等の対応に係る負担が大きかった。	・平常時から、災害発生時を見据えた災害廃棄物の早期適正処理体制の構築や、対応力の向上を推進。	・災害廃棄物の処理完了 ・早期適正処理に係る連携体制の構築 ・市町村の災害廃棄物に係る対応力の向上
2 産業復興支援	4 農林畜水産業者等への支援	・被害状況の早期把握に加え、被災現場のニーズに応じた短期、中長期的な支援策が必要。 ・被災農林漁業者が安定して事業継続できるような支援が必要。	・被災農林漁業者が速やかに事業再開ができるよう、ニーズに合った支援を実施。 ・災害に強い産地づくりに向けた、中長期的な支援の継続。	・緊急的に実施すべき生産現場における課題解決 ・いぐさ専用機械の修繕支援と再生産計画の策定 ・被災苗木生産施設や製材所等の復旧による林業者等の事業継続支援 ・あさり保護区等の復旧による漁場環境の改善 ・農林漁業者向け金融支援策等による事業継続支援
	5 被災中小企業者等の事業再建に向けた支援	・過去の大規模災害、新型コロナウイルス感染症に今回の災害が加わり、さらに物価高騰や大幅な販売上昇等の影響もあり、県内中小企業者の経営環境は極めて厳しい状況。	・再建を目指す全ての事業者が復旧を完了する。	・被災中小企業者等の資金繰り支援 ・被災中小企業者等の施設・設備の復旧支援 ・被災中小企業者等の販路の維持・確保支援
3 社会・産業インフラの機能回復	6 道路の復旧	・県内各地で発生した多数の被災箇所への対応や再度被災させない復旧、災害時の人流・物流における代替路の確保が必要。	・順次災害復旧工事に着手し、再度災害防止の観点を踏まえた、必要な箇所を改良復旧。 ・災害時の人流・物流における幹線道路ネットワークの強靭化。	・道路施設の早期復旧 ・高規格道路ネットワークの整備促進
	7 河川・砂防施設の復旧	・県内各地で発生した多数の被災箇所への対応。 ・今後の出水により、同様の災害が再び発生する恐れがあり、再度災害防止の取組みが重要。	・河川・砂防施設の早期の機能の回復。 ・再度災害防止の観点を踏まえ、必要な箇所については改良復旧や再度災害防止のための施設整備を実施。	・河川・砂防施設の早期復旧 ・再度災害防止のための砂防施設や河川の整備
	8 農地・農業用施設の復旧	・本復旧まで時間を要する箇所における排水機能の暫定確保など、二次被害防止策の強化が急務。 ・中長期的には、営農継続に向けた早期の復旧・復興と再度災害防止に向けた整備が必要。	・被災農業用排水機場については、湛水被害を防ぐため応急ポンプを設置し、強制排水体制を整備。 ・市町村による査定設計書の作成等の技術的支援を通じて、復旧工事の早期着手を促進。	・県営農地等災害復旧事業の実施 ・団体営農地等災害復旧事業の支援
	9 林道施設の復旧	・林道災害復旧事業においては、林道に至る市町村道等の復旧工事が先行する必要があるため、全災害箇所の復旧完了までに長期間を要する。 ・林業活動再開に向けたアクセス確保と、復旧事業の工程調整が必要。	・林道災害復旧事業の円滑な推進に向け、事業主体(市町村)が他所管の災害復旧事業と調整を図れるよう支援を行い、復旧工事の着実な進捗を促進。	・林道災害復旧事業の実施
	10 山地災害地の復旧	・熊本地震や令和2年7月豪雨の復旧事業では、工事の不調不落が多く発生しており、今回の復旧においても同様の事象が生じる懸念がある。	・現場の状況に即した設計・積算に努めるとともに、建設業協会等との意見交換を通じて施工体制の確保を図り、復旧事業の計画的な整備を推進。	・災害関連緊急治山事業の実施 ・治山激甚災害対策特別緊急事業等の実施 ・単県治山事業(県営)の実施
	11 漁港漁場施設の復旧	・漂流物対策フェンスの倒壊、流失により、アサリ、ノリ漁場へ流木等が流入し、漁業活動に支障を及ぼす可能性が高いため、早急なフェンスの再設置が必要。	・漂流物対策フェンスの再設置を進めることで、漁場環境の保全と漁業活動の安定化を図る。	・漂流物対策フェンスの再設置による漁場保全機能回復
	12 教育施設の復旧	・被災した学校施設等の早期復旧が必要。	・早期に被災した学校施設等の復旧工事等に着手する。 ・被災した学校からのニーズを的確に把握し、早期復旧を行う。	・学校施設の復旧 ・県立天草青年の家の災害復旧 ・私立学校施設等の災害復旧及び再度災害防止への支援
	13 文化財等の復旧	・国・県指定文化財の復旧を行う市町村等の負担が大きい。	・国・県指定文化財の着実な復旧のため、市町村の計画策定等を支援。	・市町村の状況を踏まえた必要な支援の実施 ・文化財レスキューの実施
	14 自然公園施設の復旧	・被災施設の復旧にあたっては、景観保全や文化的価値の保全に特段の配慮が必要。	・景観資源や文化財としての価値を維持しつつ、災害に強い施設復旧を実施。	・雲仙天草国立公園内施設の復旧 ・矢部周辺県立自然公園内施設の復旧
	15 肥薩おれんじ鉄道の復旧	・肥薩おれんじ鉄道の残された復旧工事の早期完了が必要。	・復旧工事の早期完了に取り組む。	・被災鉄道の早期復旧
	16 被災地警察施設の復旧	・警察活動拠点となる上天草警察署松島交番が復旧工事の期間、使用不可能であるため、早期復旧が必要。	・治安維持に間隙を生じさせることがないよう移動交番車を配備し、交番機能を維持。 ・被害の大きかった地区へ防犯パトロールを強化。	・上天草警察署松島交番の復旧工事
	17 国土強靭化地域計画に基づく施策の推進	・自然災害の頻発化・激甚化に加え、局所的かつ突発的に発生するなど、災害の形態に変化がみられており、更なる国土強靭化の取組みが必要。	・今回の水害の経験も踏まえて、「熊本県国土強靭化地域計画」を改定し、本県における国土強靭化の取組みをこれまで以上に強力に推進。	・熊本県国土強靭化地域計画の改定 ・地域計画に基づく各種施策の推進
	18 浸水対策(内水氾濫対策含む)の推進	・近年の激甚化する災害に対して、ハード整備だけでは対応が困難であり、中長期の時間を要するため、ソフトを含めた総合対策の検討が必要。	「令和7年8月大雨による浸水被害に関する検討会」で県、市町村などで検討した結果を踏まえ、浸水対策に取り組む。また、市町村が取り組む内水氾濫対策を支援。	・河川整備や河川掘削等、ハード対策の実施 ・農地の浸水対策の推進・流出抑制対策 ・市町村への支援・早期避難につながるソフト対策の実施
	19 ボランティア確保対策強化	・発災当初において、必要人員の早期確保が必要。	・ボランティアの要請が多い初動期に可能な限り多くのボランティアに参加してもらえるよう、平時におけるボランティアの事前登録制度の充実を図る。	・事前登録制度の整備・事前登録制度の周知、登録拡大 ・災害ボランティアセンター早期設置に向けた取組 ・ボランティアセンター間の調整に資する取組
	20 初動対応の検証	・避難所開設判断のばらつき。 ・情報収集ツールの多様化への対応。 ・LO(情報連絡員)の役割・任務の理解不足。	・線状降水帯発生予測情報を受けた対応ルールの策定検討。 ・スマート・SNSなどツールの多様化に合わせた平時からの情報伝達強化の検討。 ・災害対応経験者派遣制度(仮称)の検討。	・線状降水帯発生予測情報対応ルール策定 ・ツールの多様化に合わせた情報伝達強化 ・災害対応経験者派遣制度(仮称)構築

## 1 計画策定の趣旨・位置づけ

- 国において、平成26年（2014年）6月に「国土強靭化基本計画」が策定されたことを受け、本県においても、**平成29年（2017年）10月に「熊本県国土強靭化地域計画」を策定。**（令和3年（2021年）12月、令和2年7月豪雨の発生等を踏まえ改定）
- 国では、令和7年（2025年）6月に、現行の基本計画に係る中期的な実施計画である「第1次国土強靭化実施中期計画」を策定されたことから、**本県でも、近年の社会環境の変化や災害から得られた教訓等を踏まえ、地域計画を改定するもの。**
- これにより、今後起こり得る大規模自然災害に対して、**ハード施策だけでなく、ソフト施策を含めた総合的な防災体制を整備**するとともに、県境を越える大規模災害時の広域防災拠点としての基盤や機能の充実・強化を促進することで、災害に強い熊本を目指す。



## 2 計画期間

今後の地域強靭化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国及び本県の国土強靭化施策の推進状況等を考慮し、**概ね5年ごとに**内容を見直すこととする。

## 3 基本的な考え方

### (1) 基本目標

- ① 県民の生命を守ること
- ② 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 被災した場合も、被災された方々の痛みを最小化し、迅速な復旧・復興を可能にすること
- ⑤ 離島・半島や山間部を含む県土全体の安全を確保すること
- ⑥ 九州を支える広域防災拠点として機能すること
- ⑦ 経済安全保障における重要拠点として機能すること

### (2) 本県の地域特性

- 大雨や集中豪雨が発生しやすい気候特性
- 複数の活断層の存在
- 活火山の阿蘇山の存在
- 半導体をはじめとする産業の集積
- 広域防災拠点機能の集積 等

### (3) 本県における災害リスク

- 梅雨期の大雨や台風による風水害
- 複数の活断層による地震、南海トラフ地震
- 阿蘇火山噴火 等

### (4) 取り組むべき課題（脆弱性評価）

- ハード整備とソフト施策を適切に組み合わせた総合的な防災体制整備
- 代替性・多重性（リダンダンシー）の確保等
- 国、市町村、他都道府県、防災関係機関との平時からの連携
- 自助・共助・公助の適切な組み合わせと官民の連携
- 特性を踏まえた土地利用の適正化
- 九州を支える広域防災拠点としての機能確保・充実

# 熊本県国土強靭化地域計画（素案）【概要】

## 4 強靭化の推進方針

### 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

#### <主な施策>

- 住宅・宅地・公共建築物・学校施設の耐震化
- 海岸保全施設の整備等
- 浸水被害の防止に向けた河川整備等
- 「流域治水」の推進
- 内水氾濫対策の推進
- 山地・土砂災害対策の推進
- 既存盛土による災害の防止
- 農業用ため池等の維持管理・更新
- 防災訓練の実施
- 要支援者対策の推進
- 外国人に対する情報提供の配慮
- 迅速な避難のための体制整備等

### 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

#### <主な施策>

- 救助・救急ルートの確保等に向けた道路・港湾整備
- 防災消防及び警察ヘリコプターの活用
- 自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の県外からの応援部隊の受入体制整備
- 民間企業・他都道府県・国等と連携した食料等の供給体制の整備
- 災害時の医療体制の整備
- 避難所の体制整備
- 避難所等の保健衛生・健康対策
- 生活用水の確保
- ライフライン事業者との連携促進

### 3 必要不可欠な行政機能を確保する

#### <主な施策>

- 防災拠点施設等の耐災性の強化
- 警察施設の耐災性の強化
- 業務継続可能な体制の整備
- 自治体間の受援・応援体制の構築

### 4 経済活動を機能不全に陥らせない

#### <主な施策>

- 浸水被害の防止に向けた河川整備等
- 物資輸送ルートの確保等に向けた道路・港湾整備
- 空港の機能強化
- 漁港の防災対策
- 農業生産基盤の整備、保全管理
- 治山・砂防施設等の計画的な整備の推進
- 農地・農業用施設等の保全
- 国のブッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備
- 事業者におけるBCP等策定促進

### 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

#### <主な施策>

- 社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給に向けた道路・港湾整備
- 交通ネットワークの確保に向けた鉄道・港湾整備
- 上下水道施設の耐震化等
- 通信手段の機能強化
- 防災拠点施設等の非常用電源の整備推進
- 電力供給に向けた燃料供給体制の構築
- 長期機能停止を防ぐ燃料供給体制の構築
- 従業員等の一斉帰宅抑制等の促進
- 上下水道BCP策定・充実

### 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

#### <主な施策>

- 被災者の住まいの確保と再建
- 文化財の防火・耐震対策
- 罹災証明書の速やかな発行
- 被災文化財の被害調査・復旧を行う体制の整備
- 正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備
- 復旧・復興を担う人材の確保
- 災害ボランティアとの連携
- 被害の全容把握に向けた先端技術の活用強化

### 7 広域防災拠点として実効性の高い災害対応を行う

#### <主な施策>

- 広域防災拠点となる施設の耐災性の強化
- 迅速な災害対応に向けた道路・港湾整備
- 広域防災拠点となる施設の分散化
- 広域的な災害に対応するための連携体制の強化

## 5 改定スケジュール

- 令和7年12月 計画改定素案概要について、関係常任委員会へ報告  
12月～ パブリック・コメント  
令和8年 3月 計画改定・公表

# 熊本県過疎地域持続的発展方針の策定及び熊本県山村振興基本方針の概要について

総務常任委員会報告資料④  
令和7年11月議会 地域振興課

## 1 熊本県過疎地域持続的発展方針及び計画

### (1) 策定の目的

過疎地域持続的発展方針は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第7条に基づき策定するものであり、本県が行う過疎地域持続的発展のための対策の大綱であるとともに、市町村が計画を定める際の指針となるもの。

### (2) 根拠 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（施行日：令和3年4月1日）

### (3) 対象期間

令和8年度から令和12年度まで（5年間）

### (4) 位置づけ

- 【県】過疎地域持続的発展方針
  - ・県が行う過疎対策の大綱
  - ・市町村が策定する計画の指針
- 【市町村】過疎地域持続的発展市町村計画
  - ・市町村が行う過疎対策事業



### (5) 過疎関係市町村（32市町村）

全部過疎	人吉市、水俣市、上天草市、阿蘇市、天草市、美里町、南関町、和水町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、甲佐町、山都町、芦北町、津奈木町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町
みなし過疎	山鹿市
一部過疎	八代市（旧坂本村、旧鏡町、旧東陽村、旧泉村の区域）、玉名市（旧天水町）、菊池市（旧旭志村）、宇城市（旧三角町、旧豊野町の区域）、氷川町（旧竜北町）

### (6) その他

令和7年国勢調査の結果を受け、令和8年度以降に改定予定。

## 2 熊本県山村振興基本方針

### (1) 策定の目的

山村振興法の基本理念や目的を実現するため、山村振興法第7条の2の規定に基づき本県が取り組むべき山村振興対策の大綱として定めるものであり、市町村が具体的な実施計画となる山村振興計画を策定する際の指針となるもの。

### (2) 根拠 山村振興法（改正法施行日：令和7年4月1日）

### (3) 山村振興法（改正）のポイント

山村の役割として「農林水産物の供給」「生物多様性の確保」「地球温暖化の防止」を明記し、振興の目的として「山村の自立的かつ持続的な発展」「地域の特性を生かした産業の成長発展等」を明記。また、都道府県の責務として「市町村相互間の広域的な連携の確保」及び「情報提供等の援助」の努力を追加。

### (4) 対象期間 令和7年度以降おおむね10年間

### (5) 位置づけ

【県】山村振興基本方針 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県が行う山村振興の大綱</li> <li>・市町村が策定する計画の指針</li> </ul>	【市町村】山村振興市町村計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が行う山村振興対策事業</li> </ul>
--	--

### (6) 振興山村指定市町村（24市町村）

全域指定	南小国町、小国町、産山村、水上村、五木村、山江村、球磨村
一部指定	八代市、水俣市、天草市、山鹿市、菊池市、上天草市、阿蘇市、大津町、高森町、南阿蘇村、西原村、甲佐町、山都町、芦北町、多良木町、相良村、あさぎり町

## 3 宇土天草地域半島振興計画

### (1) 策定の目的

半島振興法の基本理念や目的を実現するため、半島振興法第3条の規定に基づき本県が取り組むべき半島振興の施策として定めるもの。

### (2) 根拠 半島振興法（改正法施行日：令和7年4月1日）

### (3) 半島振興法（改正）のポイント

半島地域の役割として、「自然環境及び良好な景観の保全」「多様な再生可能エネルギーの導入及び活用」を追加し、目的に「半島防災」「地方創生」を図ることを追加。また、都道府県の責務として「市町村相互間の広域的な連携の確保」や「情報提供等の援助」の努力を追加。

### (4) 対象期間 令和7年度以降おおむね10年間

### (5) 位置づけ

【国】半島振興基本方針 <ul style="list-style-type: none"> <li>・半島振興対策実施地域の振興の方針</li> <li>・県が策定する計画の指針</li> </ul>	【県】宇土天草地域半島振興計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県が行う半島振興の施策</li> </ul>
---	--

### (6) 半島振興対策実施地域（5市町）

全域指定	宇土市、上天草市、苓北町
一部指定	宇城市（旧三角町及び旧不知火町）、天草市（旧御所浦町を除く）

## 4 策定スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
過疎		【県】方針案策定作業			・方針案調整（市町村意見照会等） ・総務省事前協議準備	9月定例会 方針案報告	【県方針】パブコメ実施 【県・市町村】計画策定	・主務大臣（8大臣）協議	方針策定			【県・市町村】計画策定
山村					【県】方針案策定作業		・方針案調整（市町村意見照会等） ・農水省事前確認準備	11月定例会 方針案報告 【県方針】パブコメ実施		方針策定	主務大臣（3大臣）提出	
半島					【県】計画案策定作業		・計画案調整（市町村意見照会等）	・国交省事前確認	【市町村】計画策定	計画策定	適合通知書受領	計画策定

# 熊本県過疎地域持続的発展方針の策定について

総務常任委員会報告資料④  
令和7年11月議会 地域振興課

## 第1 基本的な事項

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第7条の規定に基づき、本県における過疎地域の持続的発展に向けた対策の大綱として、また、市町村が計画を定める際の指針として策定するものであり、その期間は、令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日までの5箇年間とする。

## 第2 過疎地域の現状と課題

### 1 過疎地域の現状

本県における過疎関係市町村は、全域が過疎地域である市町村が26市町村、みなし過疎が1市、一部過疎が5市町9地域であり、過疎法の適用を受ける市町村は、全体の71.1%（32市町村／45市町村）となっており、県内の過半の市町村において過疎法の適用を受ける状況である。

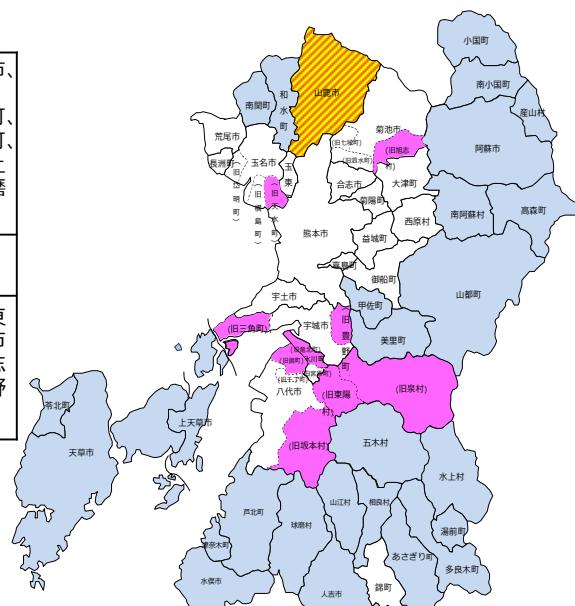
### 2 過疎地域の課題

過疎地域では人口減少による集落の小規模化や地域住民の高齢化により集落機能の維持が困難となっている。また、社会基盤整備は進んでいるものの、非過疎地域と比較すると依然として遅れがあり、公共施設整備も時代に即したまちづくりが求められている。このほか、医療・福祉サービスの充実により、高齢者等が安心して暮らせる環境づくりも必要である。

#### 過疎関係市町村（32市町村）

全部過疎	人吉市、水俣市、上天草市、阿蘇市、天草市、美里町、南関町、和水町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、甲佐町、山都町、芦北町、津奈木町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町
みなし過疎	山鹿市
一部過疎	八代市（旧坂本村、旧鏡町、旧東陽村、旧泉村の区域）、玉名市（旧天水町）、菊池市（旧旭志村）、宇城市（旧三角町、旧豊野町の区域）、氷川町（旧竜北町）

全市町村	45
過疎関係市町村	32
全部過疎	26
みなし過疎	1
一部過疎を有する市町村	5
一部過疎	9



## 第3 過疎地域の持続的発展の基本的な方向

過疎地域がくらしの場として選ばれ、そこに暮らす住民が誇りと自信、愛着を持てるような、持続可能な地域づくりを目指すことを基本方針とし、以下の視点をもって過疎地域の持続的発展に向けた振興策を展開する。

人材の確保・育成

持続可能な地域  
経済活動の実現

安全・安心なくらしの確保

## 第4 具体的施策

### 1 移住定住、地域間交流の促進、人材育成

- ・**移住定住の促進**（相談窓口の設置やデジタル技術を活用した効果的な情報発信、総合的な移住定住施策の実施）
- ・**地域間交流の促進**（都市部との交流促進に向けた受け入れ体制整備や牽引役となる人材育成、二地域居住のための環境整備）
- ・**人材の確保及び育成**（課題解決に向けた外部人材の確保や多様な人材育成、持続可能な行政システムの構築）

### 2 産業の振興

- ・**農林畜水産業の振興**（「食のみやこ熊本県」の創造に向けて要となる農林畜水産業の担い手確保・育成や、生産性向上、高付加価値化、販路拡大の推進）
- ・**商工業の振興**（新たな産業の創出や地域の特性・バランスを考慮した企業誘致の促進、イノベーションを担う人材育成）
- ・**情報通信産業**（情報通信基盤の整備やIT関連企業の立地促進、地域企業の高度化・多様化）
- ・**観光産業の振興**（観光産業を通じた過疎地域を含む地域の活性化や持続可能な観光地域づくり）
- ・**港湾の整備**（重要港湾の観光拠点化の促進や地方港湾の機能充実）

### 3 情報化の推進

- ・**D X の推進**（人口減少や過疎化が進行しても誰もが住み慣れた地域で暮らすためのデジタル化、DXの推進）
- ・**I C T を利活用するための環境整備**（超高速プロードバンドの未整備地域解消や携帯電話エリア等の整備）
- ・**I C T を活用した課題解決と地域活性化**（医療・福祉・介護分野などのサービスへのICTの活用）
- ・**デジタル行政の実現**（情報システムの標準化・共通化やAI等を利活用した業務効率化）

### 4 交通施設の整備及び交通手段の確保等

- ・**道路の整備**（過疎地域とその他の地域を結ぶ道路及び過疎地域内を連絡する道路の計画的な整備）
- ・**交通確保対策**（公共交通の運行に係る人材・資源の最適化や交通空白地帯の解消）

### 5 生活環境の整備

- ・**水道、生活排水処理施設及び廃棄物処理施設等の整備**（水道施設、生活排水処理施設、ごみ処理施設等の整備）
- ・**消防・防災施設等の整備**（消防車両や高規格救急車の導入、耐震性貯水槽の設置等、消防団員の加入促進）
- ・**災害に強いまちづくり**（道路、河川、農林水産基盤の整備や耐災化、国土強靭化のためのインフラ強化）

### 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

- ・**児童その他の保健・福祉の向上及び増進を図るためにの対策**（「こどもまんなか熊本」の実現に向けた、出会いから結婚、妊娠・出産、子育てまで、切れ目のない支援、結婚後・出産後・子育ても安心して働き続けたいと思える職場環境づくり、療育支援体制の構築、障害児通所支援体制の整備）
- ・**高齢者等の保健・福祉の向上及び増進を図るためにの対策**（高齢者の身体活動・運動の重要性の啓発、認知症サポーターの養成、活躍の場の拡大支援等地域支援体制の整備）

### 7 医療の確保

- ・**過疎地域を支える医師の確保**（地域医療を志す医学生の確保、医師の養成、地域で勤務する医師が安心して勤務しながらキャリアアップできる環境整備）
- ・**へき地医療拠点病院等の運営支援、機能強化・拡充**（施設設備等に対する補助や計画的な医師派遣）

### 8 教育の振興

- ・**公立小中学校等の教育施設の整備**（校内通信ネットワークや端末等のICT機器の維持管理・更新、廃校の有効活用）
- ・**図書館その他の社会教育施設等の整備**（図書館の利便性向上や地域住民の学習機会の確保）

### 9 集落の整備等

- ・**集落の維持・活性化**（買い物支援や生活交通の維持・確保、地域自治組織が行う自主的活動に対する支援）

### 10 地域文化の振興等

- ・**地域文化の振興等**（無形民俗文化財の次世代への承継及び調査、担い手育成のための意識醸成）

### 11 再生可能エネルギーの利用の促進

- ・**再生可能エネルギーの導入・利用促進**（再生可能エネルギー普及促進、県民・事業者等における利用促進）

# 熊本県山村振興基本方針の概要について

## I 基本的な事項

令和7年4月1日に山村振興法の一部を改正する法律（令和7年法律第11号）が施行され、期限の延長、目的規定及び基本理念を整備し、県等の責務に係る規定を定め、各分野における施策の充実等が図られた。

熊本県山村振興基本方針は、山村振興法第7条の2の規定に基づき、本県が取り組むべき振興山村の振興に関する基本的な事項を定めるものであり、また、市町村が計画を定める際の指針として策定するものであり、その期間は、**令和7年度以降おおむね10年間**とする。

## II 振興山村の現状と課題

### 1 振興山村の状況

本県における、山村振興法に基づき指定された振興山村を含む市町村は、全域が振興山村に指定されている地域は7町村、一部が指定されている地域は17市町村34地域である。

山村振興法の適用を受ける市町村は、全体の53.3%（24市町村／45市町村）となっており、県内の過半の市町村において山村振興法の適用を受ける状況である。

### 2 山村地域の課題

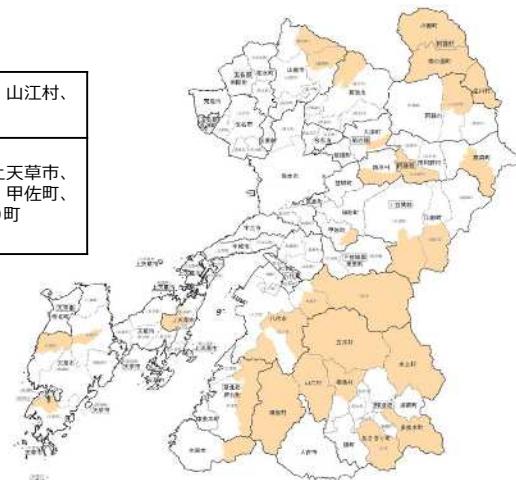
振興山村では、県内他地域に比べ人口減少が高く、特に若年層を中心とする人口の流出と出生率の低下による少子化・高齢化が進行し集落機能の維持が困難となっている。

山村は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の多面にわたる機能を有しており、こうした機能は、山村における農業生産活動や森林の整備等を通じて発揮されるものである。山村は、農林畜水産業の発展や住民生活及び経済の安定に寄与するなどの重要な役割を果たしている。

山村における集落活動の存続により山村での暮らしやすさを維持していくためには、人口流出の抑制、出生率の向上とともに、山村地域がくらしの場として選ばれ、そこに暮らす住民が誇りと自信、愛着を持てるような、持続可能な地域を目指す必要がある。

### 3 振興山村指定地域

全域指定	南小国町、小国町、産山村、水上村、五木村、山江村、球磨村
一部指定	八代市、水俣市、天草市、山鹿市、菊池市、上天草市、阿蘇市、大津町、高森町、南阿蘇村、西原村、甲佐町、山都町、芦北町、多良木町、相良村、あさぎり町



## III 振興山村の振興の意義及び方向に関する事項

**山村地域が有する多面にわたる機能等を考慮し、山村地域をみんなで支え合い、山村に暮らす住民が誇りを持って生活できるように以下の基本目標を掲げ、具体的な施策を実行する。**

### (基本目標)

山村における産業基盤及び生活環境の整備。

地域の特性を生かした産業の育成による就業機会の創出。

住民福祉の向上等を通じた魅力ある地域社会の形成。

山村への移住、山村における定住及び特定居住（二地域居住）、地域間交流の促進。

※赤字は今回の改定で追加（変更）した事項

## IV 具体的な振興施策

### 1 交通施策について

- 「90分構想」の実現に向けた幹線道路の整備、1.5車線的道路整備等の地域の実情に応じた効率的かつ効果的な道路整備及び道路施設の維持管理等による道路利用者の安全性や快適性の維持向上
- コミュニティバスやデマンド交通等の導入による地域ニーズに応じた生活交通サービスの充実

### 2 情報通信施策について

- 情報通信基盤の整備とその活用によるスマート農業、交通、物流、医療・教育等の生活利便性向上の推進
- デジタル化に対応した人材育成

### 3 産業基盤施策について

- 農林畜水産業の振興と他産業の基盤整備による山村の活力向上
- 農地・森林・山村環境の多面的機能を支える基盤整備と保全の推進

### 4 産業振興施策について

- 生産基盤の整備、「食のみやこ熊本県」の創造に向けた担い手の育成、高収益作物の導入による農林畜産業の活性化と所得向上等の取組み
- 付加価値の高い加工品の開発、企業誘致の促進による新産業の創出と地域経済の活性化
- 森林経営の集約化、施業の低コスト化、高次加工化や木造化の推進による林業・木材産業の振興と安定的な事業量・所得の確保
- 有害鳥獣の広域捕獲対策や指導者育成、地域ぐるみの対策推進と適正な有害捕獲の実施による担い手の確保と農山村の再生

### 5 防災に係る施策について

- 砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設等の整備や防災情報提供による土砂災害未然防止と安全・安心な地域社会の構築
- 保安林の指定、森林整備、治山施設の整備による山地災害の防止と森林の公益的機能の発揮

### 6 医療の確保に係る施策について

- 医師派遣等による地域医療体制の整備。医師修学資金貸与制度の活用、自治医科大学卒業医師等の派遣、勤務環境の整備による地域における医師の確保・養成と定着の推進
- 防災消防ヘリ・ドクターヘリの活用による地域救急医療体制の整備と消防車両の導入・広域消防応援体制の構築による災害・救急対応力の強化

### 7 社会福祉施策（子育て環境の確保に関する施策を含む）について

- 地域包括ケアシステムの深化・推進と多職種連携による医療・介護・生活支援体制の整備、高齢者の社会参加促進による「長寿で輝く」社会の実現
- 若い世代の希望に応じた結婚・妊娠・出産の支援、保育・母子保護サービスの充実による「こどもまんなか熊本」の実現

### 8 文教施策について

- 地域資源の活用やICT整備による持続可能な学校づくりと学びの充実
- 伝統文化の継承支援と生涯学習環境の整備による地域コミュニティの活性化
- スポーツ環境の整備による健康づくりと世代を超えた地域交流の促進

### 9 社会・生活環境施策（集落整備施策を含む）について

- 水道・排水・ごみ処理施設の広域化と効率的整備による生活環境の向上
- 地域運営組織（RMO）支援と居宅サービス体制の充実による支え合いの地域づくり
- 地域包括ケアシステムの構築と見守りネットワークづくりによる高齢者の安心生活の実現

### 10 移住・交流施策について

- 生活環境の整備や情報発信による移住・定住、二地域居住の促進と地域の担い手確保
- むらづくり人材の育成や農泊推進による地域間交流の活性化と農村の公益的機能の発揮

### 11 担い手施策（労働条件の改善に関する施策を含む）について

- UIJターンや企業参入の支援、女性の活躍促進による担い手の確保と地域産業の活性化
- 外国人材の受け入れ環境整備と定着支援による人手不足への対応と地域経済の強化

### 12 自然環境の保全及び再生について

- 農林業や人為的管理による自然環境・自然景観の保全と希少動植物の維持・再生の推進
- オーバーツーリズムへの対応と地域住民の参画による満足度の高い観光地域づくりの推進

### 13 その他

- 地域の歴史・文化・伝統・食の継承によるコミュニティの維持・再生と後継者の育成
- 多様な担い手の協働による地域住民活動の推進とネットワークづくりによる地域間連携の強化
- 熊本県地域防災計画、熊本県国土強靭化地域計画、熊本県環境基本計画等との整合

- ◆ 熊本県にとって望ましい公共交通の姿を明らかにする「マスタープラン」として、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」等に基づき、県・市町村・交通事業者等と協議のうえ、策定するもの。(国の補助を受ける場合には対象となる系統等を本計画に位置付ける必要あり。)
- ◆ 現行計画(令和3年度～令和7年度)の期間満了に伴い、現行計画において不足していた「各モードに求められるサービス水準の設定」や「異なるモード間の連携」、「行政による投資方針」の観点を明確化するほか、『くまもと新時代共創基本方針・総合戦略』に位置付けられた渋滞解消や地域の移動手段の確保、「交通連合」の実現に係る取組み等を反映し、新たな計画としてとりまとめるもの。

## 対象地域

熊本県全域

※県域をまたいで運行する鉄道、路線バス等については関連する県と連携。

## 計画期間

令和8年4月～令和13年3月(5年間)

## 将来の地域社会のビジョンと目指す公共交通網の姿～「くまもと新時代共創基本方針・総合戦略」との関係～

## ①こどもたちが笑顔で育つ熊本

- こども・若者が不自由なく通学・通勤でき、子育て世代も安心して利用できる公共交通
- 障がいの有無、年齢等の違いに関わらず、全ての人が円滑に移動できる公共交通

## ②世界に開かれた活力あふれる熊本

- 製造業や農林畜水産業等の成長や渋滞の解消に資する、人やビジネス等のスムーズな交流を支える公共交通
- 国内外の観光客の多様なニーズに応え、県内の各地に訪れることができる公共交通

## ③いつまでも続く豊かな熊本

- 人口減少が見込まれる中でも、将来にわたって安定的かつ継続的に利用できる公共交通
- 熊本の宝である自然環境にも優しく、魅力ある地域づくりの土台となる公共交通

交通の利便性・持続可能性を高め、誰一人取り残されず、マイカーに頼らずに、行きたいときに、行きたいところへ不自由なくアクセスできる社会

## 計画の目標

- 各類型について、それぞれ以下のサービス水準を実現することを目標とする。

## 都市圏幹線

- 「車1割削減、渋滞半減、公共交通2倍」の実現に向けて公共交通への転換を促すべく、終日ダイヤを意識せずに移動できる水準の運行

●便/日

## 地域幹線

- 通学・通勤需要を満たすべく、朝夕を中心に不便を感じない水準の運行

●便/日  
※朝夕の時間帯は●分毎

## コミュニティ

- 日常生活に必要な機能(商業、医療、教育等)に適時にアクセスできる環境の整備  
(各地域のニーズや生活圏を踏まえた目標を設定)

●便/日  
又は  
●分以内配車

## KGI・KPI

## KGI

公共交通分担率：2倍  
各市町村が設定する交通空白地の数：0

## KPI

公共交通のサービス水準(ゾーン・モード別)：  
公共交通に従事する運転士数(専業、兼業別)：  
交通事業者保有車両の平均車齢(モード別)：  
公共交通に対する公的資金投入額(5年間の累積)：  
県内路線における九州MaaSチケットの利用者数(販売数)：  
公共交通に対する満足度：

- 併せて、次期計画期間中に、県の支援の下、各地域において関係市町村、事業者、住民等で協議し、路線別のサービス水準を設定する想定。

## 計画の基本的な方針

①

県内の既存の  
交通資源の総点検と  
最高効率での  
活用の追求

- 県内の活用可能な既存の車両等をすべて洗い出し、情報を整理する
- 目標の実現に向けて、事業者や業界の垣根を越えた資源の融通をはじめ、資源の最高効率での活用を追求する

②

投資による  
供給力の強化、  
利便性及び  
持続可能性の向上

- 交通基盤や人材、新技術等に対する投資を通じて「負のスパイラル」からの脱却を図り、既存の資源では不足する供給力の強化、さらなる利便性や持続可能性の向上を図る

③

上記の実現に  
向けた公共交通の  
運営体制等の整備、  
必要な財源の確保

- 上記の取組みを戦略的に推進するための運営及び支援体制を整備する
- 上記の投資を安定的に実施するための財源確保の方策を検討する

## 目標達成のために実施する事業のイメージ

- 県内交通事業者の車両・人員等の保有・運用状況の確認
- 行政、福祉、教育機関等が保有する車両の確認
- あらゆる交通モードに関するデータベースの整理
- 幹線・コミュニティ交通の分類の精査とダウンサイ징指標の設定
- 各交通モードの位置づけや役割分担の再精査
- 複数路線間・モード間におけるダウンサイ징・利便性向上の取組み支援
- 共同経営の深化(車両・人員・営業所等の共有化、運用の標準化等)
- 異業種間での共創の推進
- 幹線バスの利便性向上に向けた公的支援
- コミュニティ交通の導入や利便性向上に向けた公的支援
- 南阿蘇鉄道、くま川鉄道、肥薩おれんじ鉄道の再構築の推進
- JR肥薩線の復興の推進
- JR豊肥本線の輸送力強化
- 空港アクセス鉄道の整備の推進
- 都市圏の渋滞解消に向けた施策の推進  
(セミコンテクノパーク周辺の路線新設、バス専用レーンの整備、公共交通の利用促進等)
- 運転士等の人材確保及び待遇改善に関する支援  
(執務環境の改善、県外からの移住者の雇用、採用イベント、兼業の解禁等に対する支援)
- 自動運転技術や新たな移動サービスの導入に向けた検討
- 「九州MaaS」のチケット造成の推進と県内交通のサブスク化の検討
- 共同経営の深化(再掲)
- 交通連合の創設に向けた制度設計の推進
- 市町村の交通施策への伴走支援(路線別のサービス水準の設定支援を含む)
- 市町村の担当職員の公共交通に係る知識やノウハウの向上、人材育成支援
- 交通税等の公共交通運営のための財源確保策の調査・研究